

## 駒澤大学に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2020年度>

<改善報告書検討実施年度：2024年度>

駒澤大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、4点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

なお、末尾に記述するように、前回の評価結果において指摘のあった「基準2 内部質保証」について、検討の結果、改善が認められたことから、当該大学は内部質保証の状況を踏まえた評価の弾力的措置に係る要件ア)～ウ)を満たしている。

### <改善に向けた大学全体の取り組み>

「駒澤大学内部質保証の方針」に基づき、内部質保証推進組織である「教学運営会議」の依頼により、各学部・研究科等は中期事業計画の策定時に指摘事項の改善を含む単年度の事業計画を策定し、これらが着実に実施できているか2022年度より毎年度点検・評価を行っている。点検・評価に基づく改善支援については、「教学運営会議」が自己点検・評価結果を評価・検証し、2023年度から各部局に対して議事録等を通じて検証結果を提示している。この検証結果を受け、各部局は「改善取組計画」を策定し、改善・向上に取り組み、その進捗状況等を「教学運営会議」で報告している。未改善の事項については、各関係組織と連携し、同会議が支援を行う仕組みを構築しており、内部質保証システムの改善が認められる。なお、今回の改善報告書において、改善に向けた取り組みが十分でない事項についても、上記の体制のもと、引き続き改善に取り組むことが求められる。

### <是正勧告、改善課題の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

改善課題に関し、単位の実質化の問題、学生の受け入れにおける定員管理の問題について、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言に対する改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、以下のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

#### 1. 是正勧告

なし

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	<p>内部質保証推進に責任を負う組織として「教学運営会議」を設け、内部質保証の主導的役割を担いつつあるものの、各学部・研究科等の自己点検・評価の結果に基づく改善支援が、「教学運営会議」から各学部・研究科に対して十分に行われていない。「内部質保証の方針」を踏まえ、各学部・研究科等が点検・評価の結果に基づく改善・向上を着実にを行うため、「教学運営会議」による各組織に対する改善支援と組織間の緊密な連携を図るよう、改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>「内部質保証の方針」に基づき、2021年度に「教学運営会議」より各学部・研究科等に対して「学校法人駒澤大学第3期中期事業計画（2022-2026）」と連動した「中期計画（2022-2026）」及び単年度計画を策定するよう依頼している。これを踏まえ、各学部・研究科等は中期計画及び単年度計画を策定し、これらの計画を着実に実施できているか2022年度より毎年度点検・評価を行っている。</p> <p>点検・評価に基づく改善支援については、「駒澤大学内部質保証の方針」に基づき、「教学運営会議」が各学部・研究科等の自己点検・評価結果を評価・検証し、2023年度から各部局に対して議事録等を通じて検証結果を提示している。</p> <p>この検証結果を受け、各学部・研究科等は「改善取組計画」を策定し、問題点に対する改善・向上に取り組んでいる。また、取り組みの進捗状況等については「教学運営会議」において報告しており、未着手の事項については、各関係組織と協議のうえ、同会議が支援を行っている。</p> <p>以上のとおり、各学部・研究科等の自己点検・評価の結果に基づく改善支援を「教学運営会議」から各学部・研究科に対して行っており、組織間の連携を図っていることから、改善が認められる。</p>

駒澤大学

No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>各学部・学科において1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されているものの、教職課程等の科目については上限を超えて履修登録することを認めていることにより、文学部歴史学科及び法学部政治学科では実際に上限を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数いる。シラバスにおいて事前・事後に学習しておくべき内容と学習時間数を記載するなどしているものの、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>「教学運営会議」において、1年間に履修登録できる単位数の上限を超過する学生の割合を減少させることに加え、学生の学習時間の保証及び単位実質化を目的とした学習支援策の検討を教務部長に諮問した。これを受け、諮問事項の対応措置として、一部の資格取得等に関わる科目を教養教育科目として履修制限単位数に含めるとともに、従来の教職課程・資格講座に関連する各種ガイダンスに加えて新入生オリエンテーションに新たに「課程・講座ガイダンス」を組み入れ、教職課程・資格講座の趣旨・教育内容の説明、履修指導を行っている。これらの取り組みを実施したことにより、大学評価時に比して50単位以上履修登録している学生の割合が減少しているものの、文学部歴史学科については依然として相当な割合となっている。また、教職課程・資格講座に係るガイダンス等を行っているものの、単位の实質化を図るその他の措置として十分とはいえないため、引き続き改善が求められる。</p> <p>なお、今回提出された資料によると、大学評価時には指摘の対象となっていない学部においても、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録を行っている学生が相当数見られるため、単位の实質化を図るよう改善が望まれる。</p>

駒澤大学

No.	種 別	内 容
3	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	編入学については、過去5年間において、文学部国文学科、同地理学科地域環境研究専攻では入学者がおらず、同地理学科地域文化研究専攻、同歴史学科考古学専攻、同社会学科社会福祉学専攻では編入学定員に対して入学者が著しく少ないため、改善が求められる。
	検討所見	編入学の定員については、「入学者選抜委員会」において、編入学定員の充足状況の改善及び入学者の安定的な確保を図ること等を目的として、全学部の編入学定員を入学定員へ振り替えることを決定した。これに伴い、全学教授会及び理事会において、学則の改正を承認し、新たな入学定員及び収容定員に基づき、入学者選抜を実施している。 以上のことから、編入学の定員管理については、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
4	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、経済学研究科修士課程では0.35、法学研究科修士課程では0.15、経営学研究科修士課程では0.35、同博士後期課程では0.17、法曹養成研究科では0.31と低い。また、経済学研究科博士後期課程及び法学研究科博士後期課程では在籍学生がいないため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	検討所見	収容定員に対する在籍学生数比率について、経済学研究科修士課程で0.30、同博士後期課程で0.17、法学研究科修士課程で0.05、経営学研究科修士課程で0.25と低く、経営学研究科博士後期課程及び法学研究科博士後期課程では在籍学生がいないため、いずれにおいても改善が認められない。なお、法曹養成研究科は2023年度をもって学生の募集を

## 駒澤大学

		<p>停止している。</p> <p>また、大学評価時には改善課題ではなかったものの、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、文学部歴史学科考古学専攻では1.22と高くなっており、収容定員に対する在籍学生数比率についても、文学部歴史学科考古学専攻では1.24と高く、人文科学研究科博士後期課程では0.13と低く、商学研究科博士後期課程では在籍者がいないため、学部・研究科の定員管理を徹底するよう引き続き改善が求められる。</p>
--	--	---

### <再度報告を求める事項>

なし

### <弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (改善課題)	○
イ) 基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	無	—

以上